

香川県人権・同和政策協議会（第28回）会議 議事要旨

日 時：令和5年3月22日（水）13：30～15：10

場 所：県庁本館 21階 特別会議室

出席者：相川委員、浅田委員、荒谷委員、岡村委員、金子委員、城門委員、小西委員、多田委員、田淵委員、中西委員、野郷委員、松本委員、西原委員、工代委員

1 開会

<委員19名中14名出席により、協議会開催の定足数充足>

2 議事

(1) 会長、副会長の選任について

会長に金子委員、副会長に西原委員を選任した。

(2) 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

事務局から計画の推進状況を報告し、令和4年度の事業等について説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p2参照

(3) 最近の人権をめぐる動向について

「部落差別のない社会の実現に向けた取組」及び「性的少数者の人権に関する状況等」について、事務局から説明の上、審議を行った。（説明資料参照）

○ 主な質疑応答及び意見：p2～3参照

3 その他

4 閉会

○主な質疑応答及び意見

議事（2） 「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進状況について

会長

資料の6ページの大きな2番目の②の枠の中の一番右の教職員対象研修の中に出ている、「マイクロアグレッション」という言葉があまり耳慣れない言葉だと思いますので、追加説明していただきたいと思います。

事務局

「マイクロアグレッション」というのは小さな攻撃というような意味で、身近なところで本人は意図しないにもかかわらず、相手に対して言葉がけをしたことが痛みに通じてしまう、例えば、外国人の方がもう何年も在住されているのに、「あなた日本語お上手ですね。」と、というようなことを、繰り返し言われ、傷ついてしまうことが例に挙げられる。言った側も、意図せず、相手の気持ちを傷つけてしまう。そういったことを、研修会の講演の中で聞いていただいたところです。

会長

ありがとうございます。そういう先進的な差別形態についても研修の中で取り入れていただいているということで大変感銘を受けたところでございます。

議事（3） 最近の人権をめぐる動向について

会長

先ほどのご説明（資料2「部落差別のない社会の実現に向けた取組について」中、「2（3）インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示に係る他県の対応例」）にもありましたように、他県で、条例でインターネット上の誹謗中傷事案に対し、対処するような条例を持っている県があるようですが、香川県としては条例改正に関してはどのようにお考えでしょうか。

事務局

県の条例改正についてのご質問にお答えします。

条例改正の検討について、まずそういった条例を整備している三重県、大阪府、和歌山県の先行事例を調査し、その有効性について検証しておりますので、その結果について、ご報告させていただきたいと思います。（資料「インターネット上の部落差別投稿について条例でプロバイダの責務等を規定している他府県調査結果」により説明）

調査結果として、条例による啓発効果は期待できるものの、発生したインターネット上の誹謗中傷事案の削除や被害者の救済については、具体的な効果は判断できませんでした。先程説明したように、インターネットは全国的な問題であり、基本的には国において全国統一的に実施されるのが望ましいのではないかと考えております。

また、任意による取組みについては、既に法務省において人権侵犯処理規程による手続きが制度化されていますので、国が方針を示さない中、条例によりインターネット上の誹謗中傷事案の規制を検討することには、調査からも課題が多く、現状においては、実効性の確保が難しいと思われませんが、他方、効果的な方法がない中でもありますので、引き続き、他県等の動向について情報収集し、検討状況をご報告してまいります。

会長

ありがとうございました。他県の状況につきまして詳細にご報告いただき、参考になりました。今後の進め方について、県の方から何か補足することがあれば。

事務局

それでは今後のネット上の同和問題に関する人権侵害事案への対応について少し補足をさせていただきます。県の対応としては、まずは、法務省の人権侵犯処理規程に基づき、法務局に対し違反報告を行うとともに、プロバイダに対しても、引き続き、自社のポリシーに基づく削除依頼、そういったものを依頼していくということになります。

加えまして、やはり啓発事業、相談事業についても重要と考えております。相談機能の充実、それから、市町など関係機関と一体となった効果的な啓発に努めていきたい、というふうに考えております。

総務省のワーキンググループについては、報道によりますと、迅速な削除に特化した手続きの創設として、公正な第三者が管理をし、問題の解決を図るといった仕組みであるADRと呼ばれる「裁判外紛争解決手続き」や、判例上認められております削除請求権を法的に明文化する案も検討されていると聞いております。

このことから、今後とも、国の動きなどに注視し、削除に向けた取組みや、効果的な啓発手法などについて、市町とも連携しつつ、県においてしっかり研究を行うとともに、政策協議会にご報告して、委員の皆様からご意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えております。

会長

ありがとうございます。積極的な検討をお願いしたいと存じます。

「 以 上 」